

2

安全に安心して働くことができる職場の実現

1 労働条件が確保され安全に働くことができる職場の実現

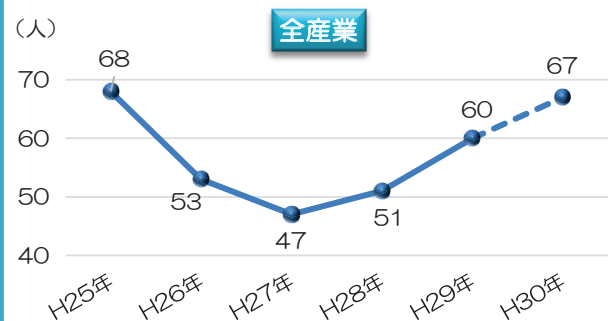
① 死亡災害撲滅に向けた取組

○ 死亡災害の撲滅を目指した対策を推進します

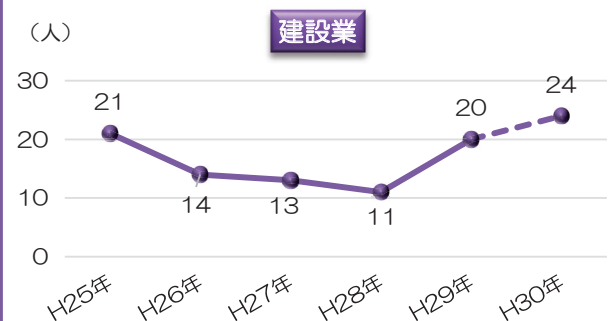
平成30年の死亡災害は、前年より増加した平成29年に比べさらに増え、平成31年1月末現在の速報値で67人と大幅に増加しました。しかも、建設業については、24人と5人増加し、全産業の4割近くを占め、過去最少数であった平成28年の倍以上となっています。

そのため、建設業の死亡災害を前年に比べ**50%以上減少**させることを目指します。

- ・ 6月から8月期において「**夏季死亡災害防止強化期間**」を設定し、建設現場に対し集中的に現場指導を実施します。
- ・ 建設業労働災害防止協会と連携し、安全週間準備期間を中心に、パトロールを強化します。
- ・ 12月は工事が輻輳することによる災害発生が懸念されることから、近畿各労働局と連携し、一斉に現場指導を実施し、災害防止を図ります。
- ・ 1月から3月期の死亡災害を減少させることが、死亡災害発生件数を抑制することに効果的であることから、「**冬季死亡災害防止強化期間**」を設定し、墜落災害、交通労働災害防止を図ります。
- ・ 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約75%を占める状況にあるので、改正された政省令に基づき要求性能墜落制止用器具の適正な使用の徹底とフック掛け替え時の墜落を防止する2丁掛け墜落制止用器具の使用促進等を勧める「命綱GO活動」(いのち つなごう活動)を引き続き展開します。
- ・ 今後増加が見込まれる高年齢労働者や外国人労働者の労働災害防止のため、危険体感教育や現場送り出し教育等、それぞれの特性に応じた安全衛生教育の徹底を図ります。



全産業死亡災害発生状況（大阪）



建設業死亡災害発生状況（大阪）



フルハーネス型安全帯



フルハーネス型
安全帯につられた
状態を体感

- ・ はさまれ・巻き込まれ災害、クレーン等災害、フォークリフト災害の防止を図るため、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、災害防止対策の構築に当たり、リスクアセスメントとそれに基づくリスク低減措置の実施を指導します。



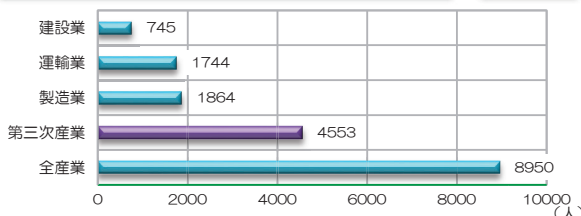
○ 減少がみられない災害への対策を推進します

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を平成29年(2017年)と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させます。

- ・ 小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められることから、百貨店を対象とした災害防止協議会を継続的に実施するとともに、小売業及び飲食店の本社を対象とした連絡会議を開催します。さらに、社会福祉施設の法人本部に対する連絡協議会を開催します。
- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の3分の2が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号)【荷役ガイドライン】に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図ります。
- ・ 転倒災害については、4S(整理、整頓、清掃、清潔)、安全の見える化、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図るとともに、転倒災害防止に係るeラーニング教材を提供し、事業者に対する支援を行います。

死傷災害発生状況(平成30年業種別・大阪)

【推計値】



全体に占める「第三次産業」の割合は増加しており、全体の半数以上を占める。

$$\text{死傷年千人率} = \frac{\text{一年間の死傷者数}}{\text{一年間の平均労働者数}} \times 1000$$

労働者1,000人当たり
一年間に何人の死傷者
があったかを示す災害
発生率のひとつ



○ 「リスク“ゼロ”大阪推進運動」を展開します

- ・ 工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜むリスクの洗い出しを行い、これに基づき**設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策**の徹底により、災害のリスクをなくし、「**正規**」「**非正規**」等の**区別無く、健康が確保され、安全・安心な職場の実現**のため、5つの活動を展開します。

《安全見える化活動》

工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進します。



《安全Study活動》

指示された作業を適正に行うだけの教育ではなく、自ら考えて行動できる(考動)教育の実施を推進します。また、高齢労働者、非正規雇用労働者等については、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生を防止するため、雇入れ時教育や危険体感教育等、それぞれの特性に応じた教育の実施を推進します。

《リスク評価推進活動》

危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行うリスクアセスメントを広く定着させるための取組を促進します。



《命綱GO活動(いのちつなごう)》

安全帯(別名命綱(いのちづな))を確実に使用することで、墜落・転落により命を落とすことなく、命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、安全帯(墜落制止用器具)の使用の徹底を図ります。

《今日も一日ご安全に活動》

重篤な災害は少ないが休業件数の多い第三次産業を対象に、建設現場や工場などで広く挨拶に用いられる「ご安全に」を「私はケガをせず無事に帰宅します・私は仲間の作業の安全を確認します」という意味合いを込めて、「ご安全に」の挨拶を普及させることで、店舗内等における労働災害防止を図ります。

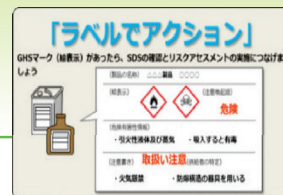
ご安全に!!



○ 化学物質等による健康障害防止対策を推進します

職場における化学物質管理のため、危険有害性を有するとされる化学物質のうち、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付(ラベル表示等)が義務化されていない化学物質について、ラベル表示等の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とします。

- ・ 事業者意識の向上を図り、「ラベルでアクション」運動に確実に取り組むよう指導します。
- ・ 危険性又は有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、化学物質の有害性情報を理解し、適切な措置が講じられるよう指導します。



○ 石綿(アスベスト)による健康障害を防止します

- ・ 解体に係る未届工事や管理上問題が認められる事業場について、届出や石綿ばく露防止対策等を徹底するよう指導します。
- ・ 解体改修等の工事における石綿含有建材の有無等について、的確な事前調査を行うよう指導するほか、事前調査結果の掲示、石綿飛散漏えい防止措置、石綿除去後の包装の徹底を指導します。
- ・ 石綿による健康障害は長期間経過後に発生することがあり、事業者は、「作業記録」等を40年間保存する義務があります。また、事業を廃止する場合には、「作業記録」等を労働基準監督署に提出する義務もあります。これらについて、あらゆる機会を捉えて周知します。

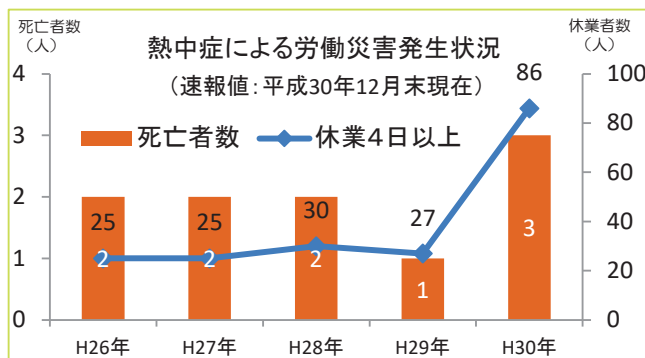


○ 熱中症防止対策を推進します

熱中症予防キャンペーン期間中(5月1日～9月30日)、早い時期から予防に取り組むことや「体調が悪いです」と上司に伝えやすい職場・現場環境の実現を図れるよう説明会や指導等を実施します。

- ・ 早い時期からの取組を周知
- ・ **STOP！熱中症クールワークキャンペーン**の展開

(平成30年、熱中症による労働災害が過去最高となっている。)

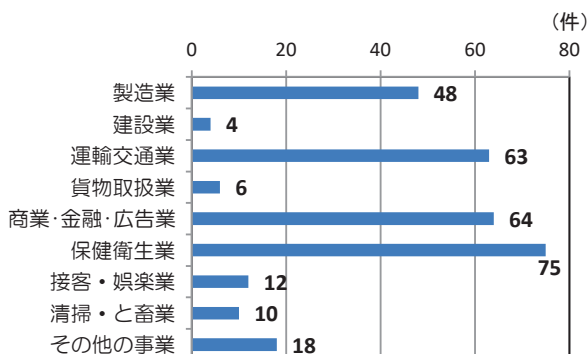


○ 腰痛予防対策を推進します

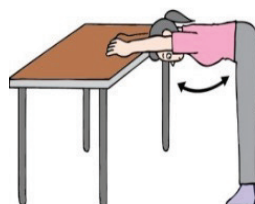
保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を平成29年(2017年)と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させます。

- ・ 安全衛生教育の確実な実施に加え、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を推進するため「職場における腰痛予防対策指針」の徹底を図ります。
- ・ 地方自治体と連携し、介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加等を推奨するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入を促進するよう指導します。

平成30年 業種別腰痛発生状況(速報値) 大阪【休業4日以上】



腰痛予防対策
(ストレッチの一例)



上半身のストレッチ

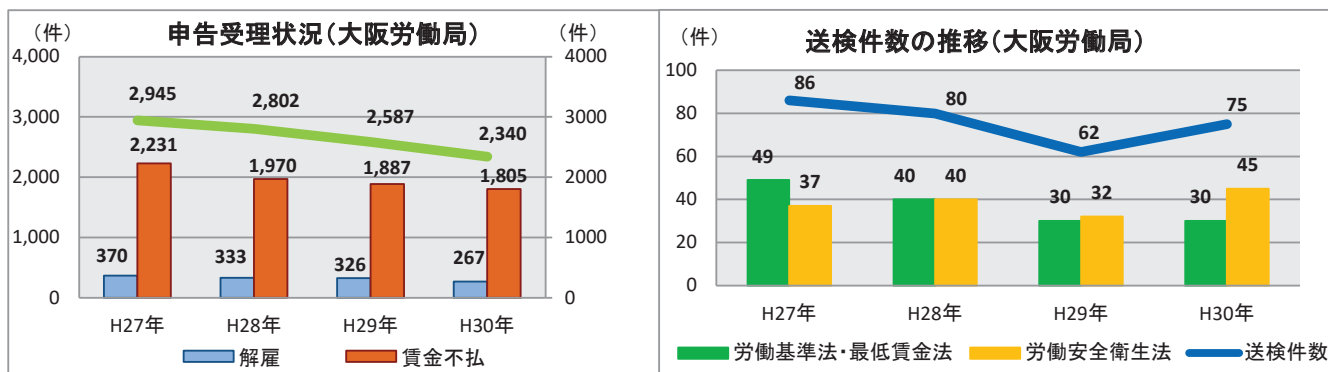
腰を曲げて、テーブルに手を置き、20～30秒間姿勢を維持。背中を1～3回伸ばします。

3

○ 法定労働条件の確保改善を推進します

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要です。このため、

- ・ より多くの事業主、労働者に改正労働基準法の周知を図るために説明会を開催します。
- ・ 労働者からの申告や未払賃金立替払制度の申請に対して、迅速・適正に必要な調査を実施し、所要の対応を行います。
- ・ 労働条件の確保改善を図るために臨検監督を実施し、労働基準関係法令違反に係る是正指導を行います。
- ・ **重大・悪質な事案に対しては厳正に対処し、同種事案発生防止のために刑事事件として送検した事案等を積極的に公表します。**



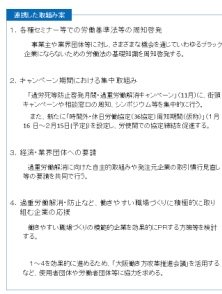
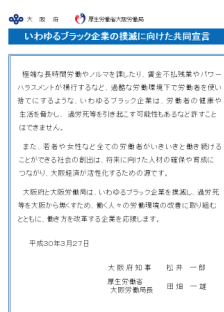
○「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」について

平成30年3月27日、大阪労働局は、大阪府との間で、労働者を使い捨てにする企業は許さないという趣旨に基づき、「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」を実施しました。共同宣言と協定の締結により、大阪府と大阪労働局はこれまで以上に積極的に連携し、いわゆるブラック企業の撲滅に向けた取組及び働く意思のある人が持てる能力を十分に発揮する機会と企業が必要な人材を確保するための取組を推進するという要旨のもと、①各種セミナー等での労働基準法の周知啓発、②キャンペーン期間における集中取組、③経済・業界団体への要請、④過重労働解消等働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業の応援について、各団体等にも協力を求め、効果的に取り組めます。

この共同宣言に基づいて

- ① 11月に「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」
- ② 1月16日から1か月間を「36協定締結周知月間」

とし、働きやすい職場とすることや長時間労働削減に不可欠な36協定を周知します。



4 外国人労働者及び自動車運転者等の特定労働分野における労働条件確保対策の推進

○ 特定の労働分野における労働条件の確保

技能実習生に係る労働基準関係法令の違反が疑われる事案については取組強化を図り、介護労働者、自動車運転者、障害者、医療機関従事労働者に対しても労働条件確保、改善のための指導を徹底します。

○ 外国人材受け入れの環境整備のため入国管理機関及び在外公館との連携を図ります。

2 安心して働き続けられる職場環境の整備

1 女性の活躍推進及び男女の均等な機会と待遇の確保

○ 女性活躍推進法の実効性を確保します

- ・ 女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定が義務付けられている301人以上の企業については、助言・指導等を行い、法の実効性を確保します。
- ・ 300人以下の中小企業については、「両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)」の活用等により、一般事業主行動計画策定等、女性活躍推進の取組を促します。
- ・ より多くの企業がえるぼし認定を目指すよう、優秀な人材の確保や公共調達の際加点評価されること等認定のメリットも含め広く周知を行います。

○ 男女雇用機会均等法の履行を確保します

- ・ 労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつ職業生活を営むことができるよう、事業主への指導、法律に関する相談、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。特に、妊娠・出産等による不利益取扱いに関する相談件数は引き続き高い水準にあることから、事業主に対し、積極的な是正指導と法律の周知・徹底を図ります。
- ・ 女性の活躍推進については、ポジティブ・アクションが正しく理解され、企業における積極的な取組が図られることが重要であることから、事例収集を強化し、積極的に発信するとともに、事業主に対する支援を行います。

事業主の皆さまへ
えるぼし認定企業・くるみん認定企業・ユースエール認定企業等が公共調達で有利になります！

各府県等が適合評価方式又は公開競争による調達によって公共調達を実施する場合は、えるぼし認定企業、くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、ユースエール認定企業など公益的取組を行うよう、促すことを行います。

また、地方公共団体も同じ取組を実施するよう努めることとされています。

公益的取組における評価のポイント

各府県等は、公益的取組において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会を増大を図る観点から、適合評価方式又は公開競争による調達を行うときは、えるぼし認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとなります。

➤ えるぼし認定企業などの評価項目である「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組」が評価に反映する評価項目は、認定企業などの取組を認めるため、認定企業などの取組を認める。【労働時間短縮率】(労働時間短縮率)【労働時間短縮率】(労働時間短縮率)【労働時間短縮率】(労働時間短縮率)

(参考) 認定例(イメージ)(数に総取組の5%~10%とした場合を例示)：

評価項目	認定等の区分※2	評価の特性(数値)※1	評価の特性(数値)※1	評価の特性(数値)※1
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	1段階目※3	5	2	1
	2段階目※3	8	4	2
	3段階目※3	10	5	3
	4段階目※3	2	1	0.5
次世代性に基づく認定(くるみん認定企業)	くるみん	5	2	1
若手育英推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	プラチナくるみん	9	4	2
		9	4	2

※1 認定企業も含めた認定の評価は、契約の内容に依り、公共調達を行う各府県等において異なる。
※2 評価の認定等に該当する場合は、最も高い評価のものにより加算。
※3 労働時間短縮率の観点から評価する場合は、最も高い評価のものにより加算。
※4 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が別添付されている。事業主等とする労働者が301人以上の労働者数で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が別添付されている場合は、認定企業として認定を受けることができる。

厚生労働省 大阪労働局



えるぼし、くるみん認定を受けた場合、公共調達の際に有利になることがあります。



女性活躍推進法に基づき企業が公表した女性活躍に関する状況についてのデータを見ることができる「女性活躍推進企業データベース」は、スマホ版もあります。

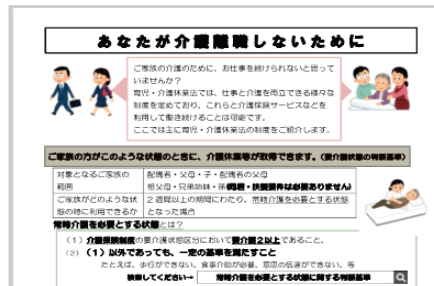
2 職業生活と家庭生活の両立支援対策

○ 育児・介護休業法の確実な履行を図ります

- ・ 育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、平成29年1月及び10月から施行された「改正育児・介護休業法」の確実な履行の確保及び法制度の周知を図ります。また、事業主への指導、法律に関する相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。
- ・ 両立支援等助成金制度の周知・活用等を通じて、育児休業・介護休業(休暇)制度の利用促進を図ります。

○ 介護離職ゼロに向けた取組を進めます

- ・ 家族の介護・看護を理由とする離職者が年間10万人近く存在することから、家族の介護に直面した労働者が、介護休業・介護休暇を始めとした各種制度を活用して就業を継続できるよう、大阪府や市町村、地域包括支援センター等と連携し、労働者に対する介護休業等制度の周知を行います。



リーフレット例



↑
「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク トモン

○ 次世代育成支援対策を推進します

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、指導を行うとともに、より多くの企業が認定を目指して取組を進めるよう、くるみ認定基準及びプラチナくるみ認定基準について、中小企業に対する特例や公共調達の際加点評価されること等認定のメリットも含め広く周知を図るとともに、認定マークの認知度の向上を図ります。



プラチナくるみマーク

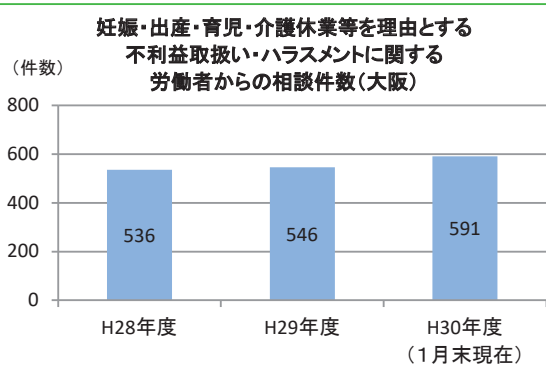


くるみ認定マーク

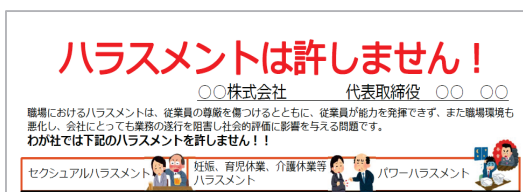
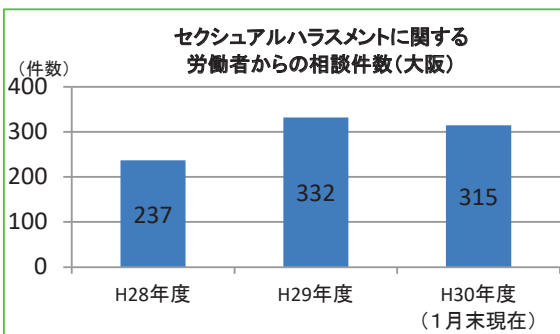
3 総合的なハラスメント対策

○ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策等を推進します

- ・ 職場における妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置及びセクシュアルハラスメント防止対策を事業主が講じるよう、事業主への積極的な是正指導、周知・徹底を図ります。
- ・ パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の推進が図られるよう、啓発資料の提供や、労働者からの相談への迅速な対応を行います。
- ・ 様々なハラスメントの相談に一元的に応じることのできる体制を整備し、一体的にハラスメントの未然の防止を図るよう事業主に促します。
- ・ 「ハラスメント撲滅月間(仮称)」の取組として、説明会の開催及び相談窓口を設置し、関係法令等の周知徹底を図ります。



パワハラ対策についての総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、パワハラ裁判事例、他社の取組、研修資料など、この問題の重要性や取組の方法についての情報を発信しています。

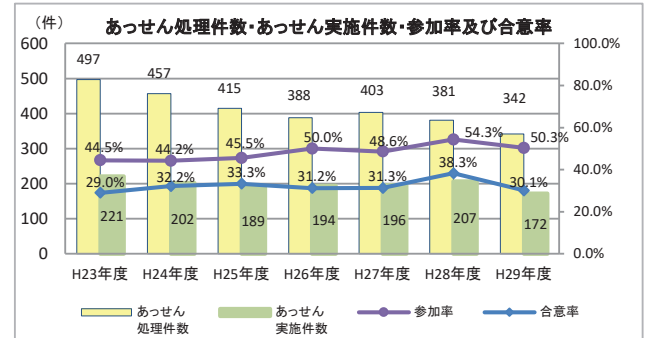
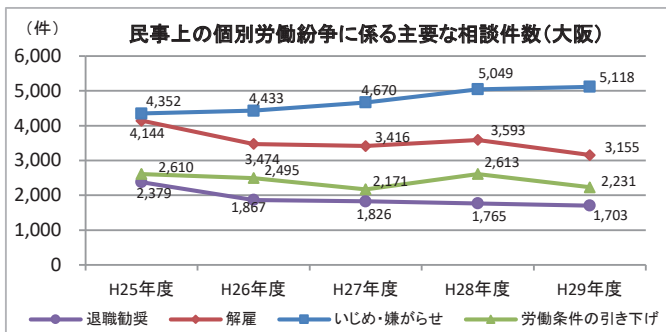
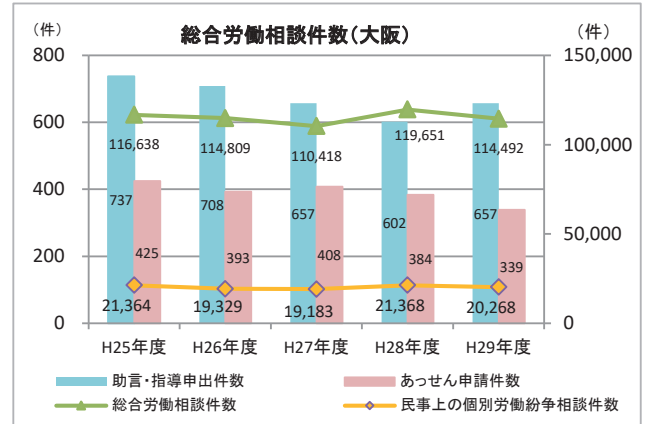


大阪労働局のホームページには、職場におけるハラスメント防止対策を社内でも周知するためのチラシ例なども掲載されています。社名等を入れて印刷することも可能です。

4 個別労働関係紛争解決の促進

○ 適切かつ積極的な相談、助言・指導及びあっせんを実施します

- 総合労働相談件数および民事上の個別労働関係紛争相談件数とも高止まりし、いじめ・嫌がらせの相談の増加など、問題が複雑困難化しています。
- このため、総合労働相談コーナーでは、労働問題のワンストップサービスの拠点として関連法令や判例等の情報提供を行います。
- また、労働局長による「助言・指導」や紛争調整委員会による「あっせん」により、民事上の個別労働関係紛争の解決を促進します。
(総合労働相談コーナー所在地はP29参照)



3 労災保険及び雇用保険の適正な運用

1 労災補償対策の推進

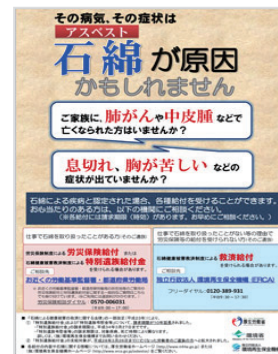
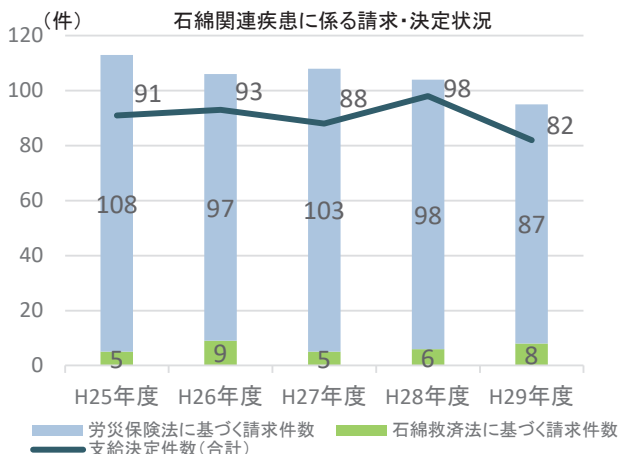
○ 迅速かつ公正な労災補償業務を実施します

- 過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署への情報提供を確実に実施するとともに、認定基準等にもとづき**迅速かつ公正**な処理を一層推進します。
- 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行います。
- 過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移しています。

○ 石綿関連疾患に係る労災補償制度等の更なる周知を行います

- 石綿関連疾患の請求件数は年間100件程度で推移しており、**石綿関連疾患に関する労災補償制度等について、新規指定医療機関や石綿認定等事業場に対する退職労働者等への周知について引き続き指導を徹底します。**
- 毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場を公表しています。(全国)

※ 平成17年7月の第1回公表以来、平成29年度分で、延べ13,204事業場を公表しました。



石綿による疾病の
各種給付周知リーフレット



脳・心臓疾患の労災認定基準
パンフレット

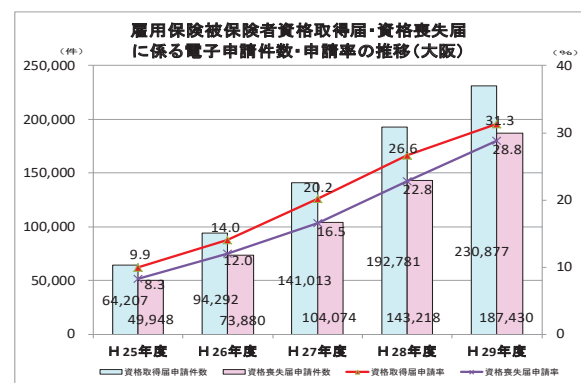
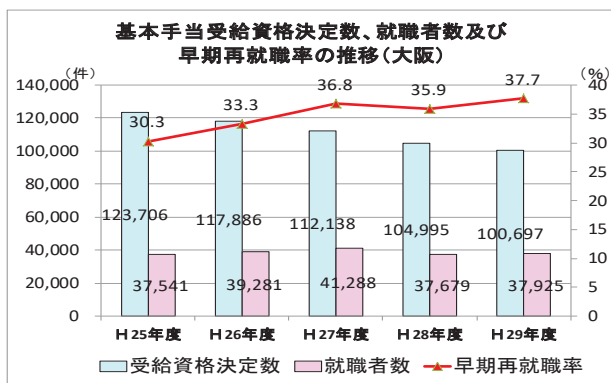
2 雇用保険制度の安定的運営

○ 受給資格者の早期再就職を促進します

- ・ 雇用保険受給者の早期再就職を促進するため、職業相談部門等との連携を図るなど、より一層推進していきます。
- ・ 雇用保険受給者が減少する中、各受給者に合ったサービスを提供できるよう、より積極的に職業相談窓口への誘導を行っていきます。

○ 電子申請のさらなる利用促進のため、積極的な利用勧奨と速やかな届出処理を実施します

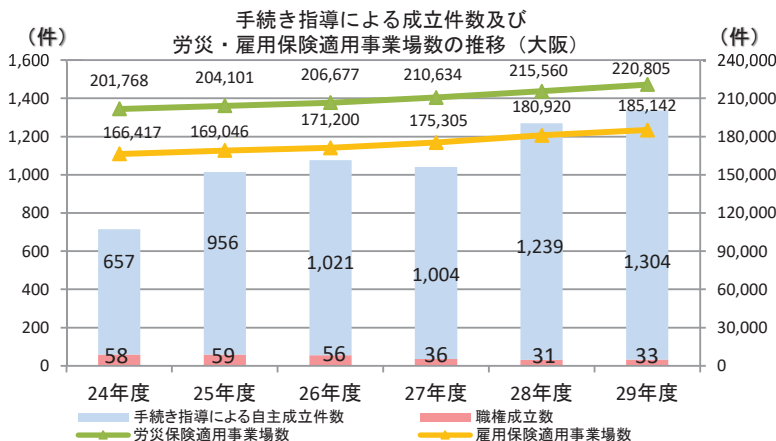
- ・ 電子申請のメリットを強調した周知・広報を行うとともに、社会保険労務士を雇用保険電子申請アドバイザーとして委嘱し、電子申請未利用の事業主に対し、各種説明会の場や事業所訪問など利用勧奨を一層推進していきます。
また、ハローワーク梅田に「電子申請体験コーナー」を設置し、直接事業主等に電子申請を体験してもらうことにより、電子申請利用促進を図っていきます。
- ・ 速やかな届出処理をするため、電子申請事務センターの体制を強化していきます。



3 労働保険未手続事業一掃対策・電子申請(労働保険関係)の利用促進・労働保険料等の適正徴収

○ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進を行います

- ・ 労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、適用事業となり、事業主は成立(加入)手続を行い、労働保険料を国へ納付しなければなりません。しかしながら、労働保険の適用事業であるにもかかわらず、労働保険に未加入の事業場があります。これは、「費用負担の公平性の確保及び労働者の福祉の向上等」の観点からも無くさなければなりません。
- ・ 大阪労働局では事業主団体、府・市区町村、関係団体等及び働き方改革包括連携協定金融機関を通し、労働保険制度のより一層の理解・周知を図るためのPR活動を展開しています。また、他の行政機関等より未手続事業の情報を収集し、個別訪問等を実施し加入手続き指導を行っています。
- ・ 特に度重なる加入手続き指導にもかかわらず、成立(加入)手続を自主的に行わない事業主には、職権による成立を実施しています。労働局・監督署・ハローワークが一体となって、労働保険未手続事業の一掃に取り組みます。



事業主のみならずへ
労働保険の成立手続は
おすすですか



厚生労働省・経済産業省
労働基準監督署・公共職業安定所

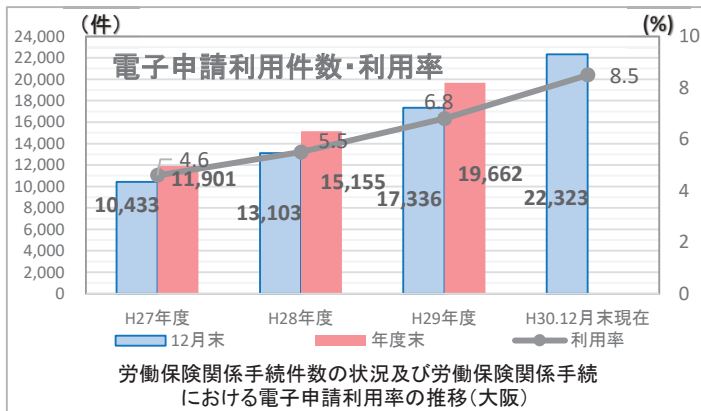
事業主の
皆様へ

労働保険料の
納付はゆとり
の口座振替で

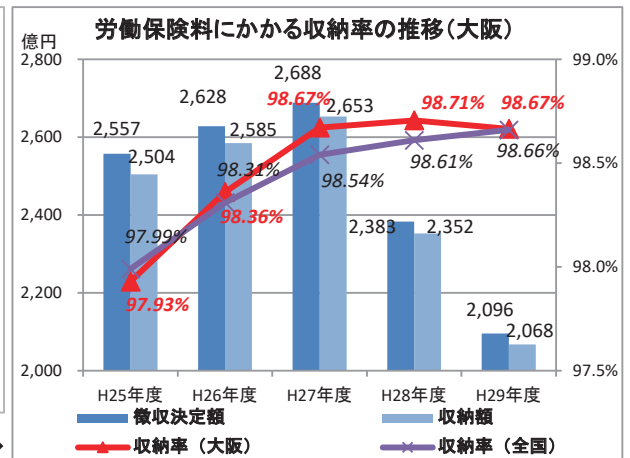
保険料の引き落としに、
最大約2か月
ゆとりができます。

○ 労働保険関係手続の電子申請の利用促進を図ります

- 労働保険関係の申請・届出手続に係る電子申請の利用件数は、年々増加しているものの未だに低調であり、利用率の向上を図ることが課題となっているところです。
- このため、労働保険適用・事務組合課では、政府目標の「世界最先端IT国家創造宣言」に基づく「GDP600兆円経済」の実現に向け、事業者の行政手続きコストの20%削減を目標とした「行政手続きコストの削減のための基本計画」により、様々な機会を活用して事業主等に電子申請の利便性をPRし、労働保険関係手続の電子申請の周知啓発に努め、更なる利用促進を図ります。



平成28年度と平成29年度の2年度連続で雇用保険料率が前年度より引き下げられ、徴収決定額は約300億円ずつ減少。



○ 全国平均以上の収納率を目指します

- 平成29年度における労働保険料の収納率は、前年度に引き続き4年連続で全国平均（98.66%）を超えることができましたが、費用負担の公平性及び労働者の福祉の向上等の観点から引き続き収納率の向上が課題となっています。
- このため、労働保険徴収課においては、全国平均を超える収納率の向上のため「口座振替による納付」を「働き方改革にかかる包括連携協定」を結んだ金融機関から事業主へ情報提供を依頼するなど、周知・勧奨を行うとともに、納入督促に応じない滞納事業主に強制措置を実行します。

4 労働力需給調整事業の適正な運営の促進

○ 労働力需給調整事業の適正な運営の確保に努めます

労働者派遣事業・職業紹介事業については、労働力の需給調整を図るための制度として一定の役割を果たしているところですが、その一方で、無許可・無届により事業を行うなど違法な事案も見受けられます。

このような状況を踏まえて、以下の内容に取り組みます。

- 許可後の説明会や労働者派遣セミナーの開催等を通じて、労働者派遣事業や職業紹介事業を行う事業者及び派遣労働者等に対して、労働者派遣法をはじめとする法制度の周知徹底を図ります。
- 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者に対して説明会を開催する等、適正な許可・届出について周知徹底するとともに、適切な調査確認を行います。
- 事業者が労働者派遣法、職業安定法等の法令を遵守し、需給調整機能を十分に発揮できるよう、的確な指導監督を行います。
- 派遣労働者からの苦情・相談に対して、迅速かつ適切に対応し、積極的な支援を行います。

